

鳥取県立大山青年の家指定管理者の候補者審査表

法人等名 _____

委員氏名 _____

【審査要領】

- 1) A～Eの法人等それぞれの事業計画等について、審査項目ごとに評価してください。
 評価の目安 5：高く評価できる 4：評価できる 3：やや評価できる 2：普通 1：評価できない
 (ただし、選定基準4「④関係法令に係る指導等の状況」「⑤法人等の社会的責任の遂行状況」「⑥管理運営実績評価」は、留意事項1、2、3により評価してください。)
- 2) 審査項目(4の④⑤⑥を除く。)の内容が複数ある場合に、そのうち一つでも「1：評価できない」ものがあれば、その項目の評価は「1」としてください。
- 3) 別紙に審査意見を記入してください。

選定基準	審査項目及び内容 〈事業計画書における審査該当箇所〉	倍率	評価	点数 (倍率×評価)					
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1号(ご参照)))	管理運営の基本的な考え方		—					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設の設置目的を理解しているか</td> <td style="width: 50%;">〈様式2：1(1)、(2)〉</td> </tr> <tr> <td>指定管理者を希望する理由は適切か</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理運営の方針は適切か</td> <td></td> </tr> </table>	施設の設置目的を理解しているか	〈様式2：1(1)、(2)〉	指定管理者を希望する理由は適切か		管理運営の方針は適切か		平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	
施設の設置目的を理解しているか	〈様式2：1(1)、(2)〉								
指定管理者を希望する理由は適切か									
管理運営の方針は適切か									
(意見を記入)		1の配点：配点なし(必須項目)							
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか (同第7条第1号)	①施設管理		1 5 4 3 2 1					
	施設設備の維持管理・衛生管理は適切か 〈様式2：2(1)〉								
	外部委託の考え方は適切か 〈様式2：2(2)〉								
	②事故・事件の防止措置と緊急時の対応		1 5 4 3 2 1						
	火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 〈様式2：2(4)〉								
	緊急時の体制・対応は適切か 〈様式2：2(5)〉								
	利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 〈様式2：2(6)〉								
	③個人情報保護等への対応		1 5 4 3 2 1						
	個人情報の保護への対応は十分か 〈様式2：2(3)〉								
	④利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か 〈様式2：2(7)〉		1 5 4 3 2 1						
⑤施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容		1 5 4 3 2 1							
サービスの向上策は適切か 〈様式2：2(8)〉									
利用促進に向けた取組は適切か 〈様式2：2(9)〉									
(意見を記入)		2の配点：25点							

選定基準	審査項目及び内容 〈事業計画書における審査該当箇所〉	倍率	評価					点数 (倍率×評価)	
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (同第7条第1号)	①収入の見積もり、考え方は適切か 〈様式3〉	1	5	4	3	2	1	
		②支出計画の見通しは適切か	1	5	4	3	2	1	
		③県の指定管理料の多寡 (意見を記入)	2	5	4	3	2	1	
	3の配点：20点								
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか (同第7条第2号)	①法人等の財政基盤・経営基盤は安定しているか 〈様式4、貸借対照表等財務関係提出書類〉	1	5	4	3	2	1	
		②組織及び職員の配置等	1	5	4	3	2	1	
		管理運営の組織・職員の職種等は適切か 〈様式2：3(1)、(2)〉							
		日常の職員配置は適切か 〈様式2：3(4)〉							
		人材育成は適切か 〈様式2：3(5)〉							
		③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか 〈様式2：3(2)、(3)〉	3	5	4	3	2	1	
		④関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか 〈様式2：4〉	1	0	△1	△2	△3	△4	
		⑤法人等の社会的責任の遂行状況							
		障がい者を雇用しているか 〈様式2：6(1)〉	0.5	—	1	0	△1	—	
		男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 〈様式2：6(2)〉	0.5	—	1	0	—	—	
		ISO14001、TEAS I種、II種認証登録事業者、KES 共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 〈様式2：6(3)〉	0.5	2	1	0	—	—	
	家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか又は指定管理期間開始までに協定締結予定であるか 〈様式2：6(4)〉	0.5	—	1	0	—	—		
	あいサポート企業等の認定企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか 〈様式2：6(5)〉	0.5	—	1	0	—	—		
	⑥管理運営実績評価 (意見を記入)	1	2	1	0	△1	△2		
4の配点：30点									
5	教育委員会が行う事業に積極的に協力すること (同第7条第3号)	①所内指導部門との連携についての方法 〈様式2：7(1)〉	2	5	4	3	2	1	
		②受入事業・主催事業の実施についての協力 〈様式2：7(2)〉	3	5	4	3	2	1	
	(意見を記入) 5の配点：25点								
合 計		100	—	—	—	—	—		

【評価に係る留意事項】

- ・ 4の④⑤⑥を除く審査項目のうち一つでも評価を「1」と付した委員があるとき、又は4の⑥の審査項目に評価を「△2」と付した委員があるときは、審査・運営委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 4の④について、評価が「△3」、「△4」となった応募者については、指導又は処分内容・改善予定を確認の上、審査・運営委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行うこと。

1 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況（選定基準4④）

- 0：過去3年以内に行政指導等を受けていない
- △1：過去3年以内に行政指導（軽易なもの）を受けており、改善されている場合
- △2：過去3年以内に行政指導（重要なもの）を受けており、改善されている場合
- △3：過去1年以上前3年以内に行政処分を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合
- △4：過去1年以内に行政処分を受けているもの

2 法人等の社会的責任の状況（選定基準4⑤）

(1) 障がい者雇用の状況

常用労働者数43.5人以上の法人等の場合（障がい者雇用の義務がある法人等）

- 0：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が0の場合
 - △1：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が1以上の場合
- 常用労働者数43.5人未満の法人等の場合（障がい者雇用の義務がない法人等）

- 1：障がい者を雇用している場合
- 0：障がい者を雇用していない場合

(2) 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。

- 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。

(3) IS014001又はTEASⅠ種規格等の認証登録事業者であるか。

- 2：IS014001、TEASⅠ種認証登録事業者である又はKES共同機関による同種の認証を受けている事業者
- 1：TEASⅡ種認証登録事業者、KES共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか又は指定管理期間開始まで登録予定である。
- 0：認証登録事業者ではない

(4) 家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか。

- 1：県教育委員会と協定を締結している、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：協定を締結していない

(5) あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により、認定された企業又は団体であるか。

- 1：あいサポート企業等に認定されている、又はその他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。若しくは指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：協定を締結していない

3 管理運営実績評価（選定基準4⑥）

- 2：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が2の場合
- 1：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が1の場合
- 0：不適切事案はなく、適正に管理運営が行われた場合
軽微な不適切事案があったが、その後改善され概ね適正に管理運営が行われた場合
- △1：軽微な不適切事案があり、それが繰り返さるなど、改善が充分ではなかった場合
不適切事案があったが、県への報告が行われ、速やかに改善された場合
- △2：不適切事案があったが、県へ故意に報告を行われなかった、速やかに改善されなかったなど、事後の対応にも不備があった場合

（不適切事案の例）

- ・会計事務処理の証拠書類を紛失した
- ・利用料計算に間違いがあり、過度の過徴収又は徴収漏れがあった
- ・施設管理の不備により、利用者に被害を与えた など

（軽微な不適切事案の例）

- ・県の検査確認後、他の書類で確認できる範囲で会計事務処理の証拠書類を紛失等した
- ・帳簿類への記載漏れ、利用料計算の些少の間違いがあった
- ・施設管理の不備により、利用者の利便を損なった など

4 県委託料額の多寡（選定基準3③）

評価方法

応募額に応じて評価2～5の4段階に区分（県提示額と最低応募額の差を基に）

県提示額1,000千円、最低応募額800千円の場合

$$\begin{aligned} \text{県提示額と最低応募額の差} & \quad (1,000 - 800) = 200 \text{千円} \\ 200 \text{千円} & \quad \div \underline{4} = 50 \text{千円} \end{aligned}$$

5	4	3	2	1（失格）
800～849	850～899	900～949	950～1,000	県提示額超 (1,001以上)

各応募金額が互いに近接しているにも関わらず、大きな点数差となる場合は、随時、審査委員会において、評価方法を見直すなど、柔軟に対応する。

(別紙)

委員氏名

総括審査意見
A社に対する意見
B社に対する意見
C社に対する意見
D社に対する意見
E社に対する意見

例) 収支計画の見通しは適切である 所内の連携に積極的である 等